



埼玉労働局発表
平成29年6月30日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部

健康安全課長 塩野 七重

同課長補佐 廣澤 禎

同安全専門官 佐藤 忠幸

電話 048-600-6206

報道関係者 各位

平成29年度の安全衛生に係る「厚生労働大臣表彰」 及び「埼玉労働局長表彰」の受賞者が決定 ～第90回全国安全週間の7月4日に表彰～

厚生労働省では、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範と認められる事業場、長年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした個人等に対し、その努力を讃えるとともに、これを国民に周知することにより、安全衛生意識の高揚等を図り、もって労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進に資することを目的に、厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰を行っています。埼玉労働局（局長：田畑一雄）では、今年も第90回全国安全週間（期間：平成29年7月1日～7月7日、スローガン：「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」リーフレット参照。）中に、以下のとおり、厚生労働大臣表彰の伝達及び埼玉労働局長表彰を行います。

1 受賞者について

（1）厚生労働大臣表彰受賞者

平成29年度は、別添1「安全衛生に係る厚生労働大臣賞受賞者名簿」のとおり、埼玉県内では1名の個人に功労賞が、2名の個人に功績賞が授与されることになりました。

（2）埼玉労働局長表彰受賞者

平成29年度は、別添2「平成29年度安全衛生に係る埼玉労働局長賞受賞者名簿」のとおり、10の事業場（優良賞2事業場、奨励賞8事業場）及び4名の個人（功績賞1名、安全衛生推進賞3名）に授与することにしました。

2 埼玉安全衛生表彰式について

開催日時 平成29年7月4日(火) 16時00分から

開催場所 ホテル プリランテ武蔵野 2階 エメラルドCの間
さいたま市中央区新都心2-2（048-601-5555）

主催者 埼玉労働局、（一社）埼玉労働基準協会連合会

※当日の取材をお願いします。（当日、15時50分ごろまでに直接会場にお越しください。）

平成 29 年度 安全衛生に係る厚生労働大臣賞受賞者名簿

功 勞 賞

この賞は、長年労働安全衛生に尽くし、日本の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰で、埼玉労働局管内では、次の方が受賞されます。

氏 名 等
【表彰区分】 功勞賞 【氏名】 藤井 方圀（ふじい まさくに） 【所属団体】 一般社団法人全国登録教習機関協会 【現役員職名】 一般社団法人全国登録教習機関協会 会長 一般財団法人江南クレーン教習所 理事長

功 績 賞

この賞は、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰で、埼玉労働局管内では、次の 2 名が受賞されます。

氏 名 等
【表彰区分】 功績賞 【氏名】 山口 敬善（やまぐち ひろよし） 【所属団体】 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 【現役員職名】 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 理事・秩父分会長
【表彰区分】 功績賞 【氏名】 柴田 輝明（しばた てるあき） 【所属団体】 一般社団法人埼玉県医師会 【現役員職名】 一般社団法人埼玉県医師会 産業保健委員会委員

平成 29 年度 安全衛生に係る埼玉労働局長賞受賞者名簿

優良賞

地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に対する表彰で、次の 2 事業場が受賞されます。

氏 名 等
【表彰区分】 安全確保対策 【事業場名】 カルソニックカンセイ株式会社 よしみこうじょう 吉見工場 【所在地】 〒355-0153 埼玉県比企郡吉見町久米田 628 【業 種】 輸送用機械器具製造業 【事業概要】 自動車用部品の製造。
【表彰区分】 安全確保対策 【事業場名】 株式会社 たけなかこうむてん 竹中工務店 きたかんとうしてん 北関東支店 ぞうへいきよくとうきょうしきよく 造幣局東京支局 かしょう （仮称） けんせつじぎょう 建設事業 【所在地】 〒330-0835 埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-191-22 【業 種】 総合建設業 【事業概要】 造幣局東京支局の移転に伴う、庁舎、工場その他の新築工事。

奨 励 賞

地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に対する表彰で、次の 8 事業場が受賞されます。

事業場概要等
【表彰区分】 安全確保対策 【事業場名】 戸田建設株式会社とだけんせつ関東支店かんとうしてん 大正製薬株式会社たいしょうせいやく大宮物流倉庫新設工事おおみやぶつりゅうそうこうしんせつこうじ 【所在地】 〒362-8577 埼玉県さいたま市北区吉野町 1-403 【業 種】 建設建設業 【事業概要】 大型物流倉庫の新設工事。
【表彰区分】 健康確保対策 【事業場名】 小原歯車工業株式会社こはらはぐるまこうぎょう 本社・工場ほんしゃ こうじょう 【所在地】 〒332-0022 埼玉県川口市仲町 13-17 【業 種】 一般産業用機械・装置製造業 【事業概要】 産業用、精密機械用歯車の設計・製造。
【表彰区分】 安全確保対策 【事業場名】 株式会社竹中工務店たけなかくこうむてん 北関東支店きたかんとうしてん 凸版印刷株式会社とつぱんいんさつ川口工場 8 棟増築工事かわぐちこうじょうはちとうぞうちくこうじ 【所在地】 〒332-0002 埼玉県川口市弥平 4-3-1 【業 種】 総合建設業 【事業概要】 工場建物の増築工事。

【表彰区分】

安全確保対策

【事業場名】

よねきゅう
米久かがやき株式会社 はなこうじょう 華工場

【所在地】

〒369-1106

埼玉県深谷市白草台 1565-15

【業 種】

食肉加工販売業

【事業概要】

ハム・ソーセージの製造。

【表彰区分】

健康確保対策

【事業場名】

シチズン^{とけい}時計マニュファクチャリング株式会社 さいたまよしみこうじょう 埼玉吉見工場

【所在地】

〒355-0118

埼玉県比企郡吉見町下細谷 1006

【業 種】

一般機械器具製造業

【事業概要】

腕時計部品の製造。

【表彰区分】

安全確保対策

【事業場名】

かじま せいぶけん せつきょうどうきぎょうたい
鹿島・西武建設共同企業体

かしょう にほんこうでんそうごうぎじゅつかいはつ せんたしんちくこうじ
(仮称)日本光電総合技術開発センタ新築工事

【所在地】

〒359-0037

埼玉県所沢市くすのき台 1-1-6

【業 種】

総合建設業

【事業概要】

研究所、事務所等に使用する社屋の新築工事

【表彰区分】

安全確保対策

【事業場名】

タカラストンダード株式会社 さいたまこうじょう 埼玉工場

【所在地】

〒349-1148

埼玉県加須市豊野台 2-673-1

【業 種】

家具・装備品製造業

【事業概要】

金属製家具用部品の製造。

【表彰区分】

安全確保対策

【事業場名】

たいせい たかはしとくていけんせつこうじきょうどうきぎょうたい
大成・高橋特定建設工事共同企業体

ちちぶしやくしよほんちようしゃおよびちちぶのみやきねんしみんかいかんけんせつこうじ
秩父市役所本庁舎及び秩父宮記念市民会館建設工事（再1）

【所在地】

〒368-0032

埼玉県秩父市熊木町 521-1 外地内

【業 種】

総合建設業

【事業概要】

市庁舎及びホールの新築工事。

功 績 賞

地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰で、次の１名が受賞されます。

氏 名 等
【表彰区分】 功績賞
【氏名】 増島 宏徳（ますじま ひろのり）
【所属団体】 一般社団法人埼玉県医師会
【現役員職名】 一般社団法人埼玉県医師会 代議員 一般社団法人埼玉県医師会産業医会 理事

安全衛生推進賞

地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰で、次の３名が受賞されます。

氏 名 等
【表彰区分】 安全衛生推進賞 【氏名】 稲垣 雄二（いながき ゆうじ） 【所属団体】 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 【現役員職名】 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 安全指導者
【表彰区分】 安全衛生推進賞 【氏名】 柳原 登（やなぎはら のぼる） 【所属団体】 秩父広域森林組合 【現役員職名】 秩父広域森林組合 主幹
【表彰区分】 安全衛生推進賞 【氏名】 山崎 孝幸（やまざき たかゆき） 【所属団体】 独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター 川越地域窓口（川越地域産業保健センター） 【現役員職名】 コーディネーター

第90回 全国安全週間

期 間：平成 29 年 7 月 1 日（土）～ 7 日（金）

【準備期間：平成 29 年 6 月 1 日（木）～ 30 日（金）】

（スローガン）

そしき すす あんぜんかんり と く あんぜんかつどう
組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動

みらい あんぜんぶんか
未来へつなげよう安全文化

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で過去最少となりました。

しかしながら、休業4日以上之死傷災害は前年より1.4%増加しました。また、平成29年の死亡災害についても平成29年4月末の速報値では、前年の同時期を上回っている状況です。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、死傷災害が増加している第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」のスローガンのもと、事業場と本社による全社的な安全管理を進め、労働者一人一人の安全意識の高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成29年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

平成29年度全国安全週間実施要綱について（抜粋） 事業者の実施事項

①安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・リスクアセスメントの普及促進
- ・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

（１）小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ・職場点検、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- ・安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

（２）陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- ・積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・トラックの逸走防止措置の実施
- ・トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

（３）製造業における労働災害防止対策

- ・機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

（４）建設業における労働災害防止対策

<一般的事項>

- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- ・職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

<東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策>

- ・輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

（５）林業の労働災害防止対策

- ・チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）
- ・交通労働災害防止対策
- ・非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html>

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html>

あんぜんプロジェクト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成 29 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 90 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成 28 年の労働災害については、死亡災害は 2 年連続で 1,000 人を下回る見込みである。

しかしながら、休業 4 日以上之死傷災害（以下単に「死傷災害」という。）は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月まで 4 か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 29 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

2 期 間

平成 29 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 29 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。

- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
 - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ウ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - エ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
- (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

エ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
- (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施